

施行目前の改正消費者契約法

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士
浜本 匠



消費者契約法の改正による実務への影響を教えてください。



二〇一八年六月に「消費者契約法の一部を改正する法律」

(平成三十年法律第五十四号)が成立し公布され、一九年六月十五日に施行されます。

消費者契約法は、事業者と消費者との間で行われがちな不当な勧誘や不当な契約条項について、契約の取消しや無効等を規定しています。両者の「情報格差」や「交渉力格差」を是正し、消費者保護を図る法律です。改正消費者契約法(以下、改正法)の要点は、次のとおりです。

1 不利益事実の不告知による取消しの要件の緩和

改正法四条二項において、不利益事実の不告知による取消しの要件が緩和されました。これまでは、消費者に対してある重

要事項等について消費者の利益となる旨を告げ、かつ、消費者の不利益となる事実を「故意」に告げずに、消費者が誤認した場合に取消権が認められていたが、「故意又は重大な過失」に要件が緩和されます。

例えば、日照良好と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを告げず、マンションを販売した場合は、今後は重大な過失により、告げなかった場合でも取消し可能となります。「重大な過失」の具体的な定義は規定されていませんが、消費者庁は「ほとんど故意に近い著しい注意欠如」としています(※1)。事業者においては、消費者と契約を締結する際に、事業者が通常認識し得る情報を整理し、当該情報の確認に見落としがないか、消費者に適切に情報提供ができているか等を改めて確認する必要があります。

(※1) 消費者庁「消費者契約法の

一部を改正する法律(平成三十年法律第五十四号)の主な内容」三枚目参照

2 取り消し得る不当な勧誘行為の追加

いわゆる「困惑類型」と呼ばれる、取り消し得る不当な勧誘行為について、次の六つの類型が追加されました。

(1) 消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、(ア)進学、就職、結婚、生計等の社会生活上の事柄や容姿、体型その他の身体の特徴等に関する事柄に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をおおる告知をして契約した場合(ただし、客観的なデータに基づき説明・勧誘する場合等は除く。四条三項三号、類型①)や、(イ)恋愛感情等に乗じて人間関係を濫用して契約した場合(いわゆるデート商法。同四号、類型②)。※2)。

くを二十〜三十歳代が占めることが予想されますが、相応の社会経験を有しているはずの二十〜三十歳代の人(あるいはさらに年長者)が「社会生活上の経験が乏しい」ことを、訴訟においてどのように立証するのかは難問です。これについては今後の裁判例の集積を期待します。

(2) 加齢または認知症等による心身の故障により判断力が著しく低下していることから、生計、健康等に関し現在の生活の維持に過大な不安を抱いている消費者に、その不安をおおる告知をして契約した場合(同五号、類型③)。

(3) 消費者に対し、合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益が生じる旨を示して、その不安をおおる告知をして契約した場合(いわゆる霊感商法。同六号、類型④)。

(4)消費者が消費者契約の申し込みまたはその承諾の意思を表示する前に、(ア)当該消費貸借契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の一部、または全部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にして契約した場合(同七号・類型⑤)。(イ)事業者が当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨、および当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げて契約した場合(同八号・類型⑥)。

(※2) 例えは東京高等裁判所平27・5・26判決(判例時報二二八〇号六九頁)の事案は、当時三十歳代後半の女性が結婚相談所のウェブサイトで知り合った男性に好意を感じ、交際できるのではないかという期待のもと、その男性の勧誘で、市場価格約一三〇〇万円の投資マンションを二五〇〇万円超で売主から購入したというものです。

3 無効となる不当条項の追加

(1)①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、または当該事業者による解除権の有無を決定する権限を付与する条項、②消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること)により生じた消費者の解除権を放棄させ、または当該事業者による解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、いずれも無効となります(八条の二)。

例えば、「当社は、商品に隠れた瑕疵があると当社が認めた場合に限り、損害を賠償しません」と「当社による商品発送後は、当社に過失があると当社が認めた場合を除き、契約の解除はできません」といった条項は無効となります。

(2)消費者の後見、保佐または補助開始の審判を受けたことのみを理由として、事業者に解除権を付与する消費者契約(消費者が事業者に対し物品、権利、

役務、その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く)の条項は、無効となります(八条の三)。

例えば、「貸借人が解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けた場合、貸借人は直ちに本契約を解除できる」といった条項が見られますが、この条項は一部(「成年被後見人、被保佐人」)が無効になります(※3)。

(3)本項に示したいずれの条項も、多くの契約書に盛り込まれているのが実情ですから、事業者は自己の契約書式を改めてご確認ください。

(※3) 大阪高等裁判所平25・10・17判決(消費者法ニュース九八号二八三頁)によれば、本文中の規定例のうち、「成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けた場合」だけでなく、「解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行の宣告や申し立てを受けた場合」についても、消費者契約法一〇条により無効である旨判断される可

能性が高いでしょう。

4 条項の作成に関する努力義務

改正法三条一項一号・二号において、事業者は、①解釈について疑義が生じない明確かつ平易な条項を作成し、②契約の目的となるものの性質に応じ、個人の消費者の知識および経験を考慮した上で、必要な情報を提供する努力義務が課されます。

契約書や規約等は、詳細に書くことと読みづらくなり、シンプルに向かいます。事業者は、自己の契約書式に、解釈に疑義のある不明瞭な条項がないか、また、契約の相手方に必要な情報が過不足なく提供されているかを、この機会に改めてご確認ください。

5 改正法適用の基準時

取消しに係る規定については、意思表示の時点が施行日(二〇一九年六月十五日)以後の場合に改正法が適用され、無効に係る規定については、消費者契約の締結の時点が施行日以後の場合に適用されます。